

アワビ・ナマコのゴールデンウィーク期間中の
適法漁獲等証明書交付申請期限について

ゴールデンウィーク期間中の適法漁獲等証明書の受付については、暦通りとすることとしていますが、休日、祝日が連続することから、当該期間中に特定第一種水産動植物（アワビ・ナマコ（加工品を含む））を輸出する場合の適法漁獲等証明書交付申請期限を、以下のとおりご連絡します。

令和8年4月25日（土）から5月6日（水）までのゴールデンウィーク期間中の輸出に係る交付申請は、集中することが予想されるため、余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

特に、加工品の輸出に係る交付申請については、審査に多くの時間を要する場合がありますため、希望する期日までに交付できるよう通関日から7開庁日以上余裕をもって申請してください。

（生鮮品の場合の申請期限）

輸出日または通関日	交付申請期限
令和8年	
4月25日（土）	4月23日（木）16時まで
4月26日（日）	4月23日（木）16時まで
4月27日（月）開庁日	4月23日（木）16時まで
4月28日（火）開庁日	4月24日（金）16時まで
4月29日（水）	4月27日（月）16時まで
4月30日（木）開庁日	4月27日（月）16時まで
5月1日（金）開庁日	4月28日（火）16時まで
5月2日（土）	4月30日（木）16時まで
5月3日（日）	4月30日（木）16時まで
5月4日（月）	4月30日（木）16時まで
5月5日（火）	4月30日（木）16時まで
5月6日（水）	4月30日（木）16時まで
5月7日（木）開庁日	4月30日（木）16時まで
5月8日（金）開庁日	5月1日（金）16時まで
5月9日（土）	5月7日（木）16時まで
5月10日（日）	5月7日（木）16時まで
5月11日（月）開庁日	5月7日（木）16時まで
5月12日（火）開庁日	5月8日（金）16時まで